

安全活動共同宣言

栃木県における労働災害は、近年1,800人前後で推移してきたが、昨年の休業4日以上死傷者は1,931人を数え、高年齢労働者による災害の増加等もあって、2年連続の増加となり、過去10年間で最多件数を更新した。本年に入っても、引き続き高年齢労働者による災害や転倒災害の発生が目立つなど、憂慮すべき状況が続いており、労働災害の撲滅に向け、我々はこれまでにない新たな取組を模索しつつ、一層自主的な努力を続けていかななくてはならない。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等もあり、休業ほか生産調整や業務縮小を余儀なくされている業種も認められる中、有効求人倍率が1倍を下回るなど厳しい雇用情勢が続いている。

また、依然として過重労働等により尊い命や健康が損なわれる事案が発生しているほか、仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスによる健康障害の発症は後を絶たない状況にある。

このような状況の中、安全・安心で健康に働くことができる魅力ある職場づくりに向けて、第13次労働災害防止計画における重点事項を確実に実施するため、経営トップの強いリーダーシップのもと、安全衛生管理体制を強化し、労使その他全ての関係者が、互いに協力し、リスクアセスメントや危険予知活動、雇入れ時をはじめとする安全衛生教育等の労働災害防止対策の充実に取り組むことが必要不可欠である。さらには、「働き方改革」を進め、長時間労働を是正するとともに、過重労働による健康障害を防止し、ストレスチェックなどの「メンタルヘルス対策」、「治療と職業生活の両立支援」についても取り組むことが重要である。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、以上の取組に加え、安全活動の実行にあたっては、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件が重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組むこととする。

ここに、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、全ての関係者が一丸となり、全力をあげて労働災害の防止に取り組むことを誓う。

以上、宣言する。

令和2年9月15日

栃木労働局

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会栃木県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

共同宣言重点実施事項

【第13次労働災害防止計画重点事項】

- ①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進、企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑥安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑦国民全体の安全・健康意識の高揚

1 安全衛生活動の推進

- ア 安全衛生管理体制の確立
- イ 職業生活における効果的な安全衛生教育の実施等
- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
- エ リスクアセスメントの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア 建設業における労働災害防止対策
- イ 製造業における労働災害防止対策
- ウ 林業における労働災害防止対策
- エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ア 高年齢労働者による労働災害防止対策
- イ 転倒災害防止対策
- ウ 交通労働災害防止対策
- エ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- オ 熱中症予防対策